

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月14日
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員グループCEO 林 郁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員SEVP 曾田 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員SEVP 曾田 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 229,037,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	108,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

本募集は、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）、執行役員及びグループ会社取締役（以下「対象取締役」とあわせて「付与対象者」と総称します。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、平成28年8月26日開催の取締役会及び平成28年9月29日開催の第21回定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）を踏まえ、平成29年7月14日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社の第23～25期事業年度（平成29年4月1日～平成32年3月31日）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として割当予定先である付与対象者に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株処分をとおして処分されるものです。また、第23期事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を現物出資させることにより、割り当てられた当社普通株式を「対象株式（1年目分）」、第24期事業年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）、第25期事業年度（平成31年4月1日～平成32年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を現物出資させることにより、割り当てられた当社普通株式を「対象株式（3年目分）」とい

います。
当社は、割当予定先である付与対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

譲渡制限期間

割当予定先は、本譲渡制限契約により割当てを受けた対象株式（1年目分）、対象株式（2年目分）及び対象株式（3年目分）について、それぞれ以下に定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

対象株式1年目分 平成29年8月1日（火）～平成30年7月31日（火）

対象株式2年目分 平成29年8月1日（火）～平成31年7月31日（水）

対象株式3年目分 平成29年8月1日（火）～平成32年7月31日（金）

業績達成による譲渡制限の解除

（ ）対象株式（1年目分）

当社が公表する第22期事業年度に係る決算短信に記載された第23期事業年度の連結業績予想の連結税金等調整前当期純利益（以下「期首予想税引前純利益」という。）に対する、当社が提出する第23期事業年度に係る有価証券報告書に記載された連結税金等調整前当期純利益（以下、「実現税引前純利益」という。）の達成割合を「解除率」とし、解除率を対象株式数に乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）に相当する対象株式について、本譲渡制限を解除するものとする。ただし、100%以上の解除率は100%と、70%未満の解除率は0%とみなすものとする。

（ ）対象株式（2年目分）

当社が公表する第23期事業年度に係る決算短信に記載された第24期事業年度の期首予想税引前純利益に対する、当社が提出する第24期事業年度に係る有価証券報告書に記載された実現税引前純利益の達成割合を「解除率」とし、解除率を対象株式数に乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）に相当する対象株式について、本譲渡制限を解除するものとする。ただし、100%以上の解除率は100%と、70%未満の解除率は0%とみなすものとする。

（ ）対象株式（3年目分）

当社が公表する第24期事業年度に係る決算短信に記載された第25期事業年度の期首予想税引前純利益に対する、当社が提出する第25期事業年度に係る有価証券報告書に記載された実現税引前純利益の達成割合を「解除率」とし、解除率を対象株式数に乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）に相当する対象株式に

ついて、本譲渡制限を解除するものとする。ただし、100%以上の解除率は100%と、70%未満の解除率は0%とみなすものとする。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、(以下「本自己株式処分」といいます。)金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	108,600株	229,037,400	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	108,600株	229,037,400	-

- (注)1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく付与対象者に割当てする方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第23~25期事業年度(平成29年4月1日~平成32年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。なお、下記の「割当株数」は、対象株式(1年目分)、対象株式(2年目分)及び対象株式(3年目分)を合算した株数となります。

(単位：円)	割当株数	払込金額
取締役：6名()	60,300株	127,172,700円
執行役員：8名	31,800株	67,066,200円
子会社取締役：5名	16,500株	34,798,500円

監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,109	-	100株	平成29年7月31日	-	平成29年8月1日

- (注)1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社取締役及び執行役員に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第23~25期事業年度(平成29年4月1日~平成32年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社デジタルガレージ コーポレートストラテジー部	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	75,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第23～25期事業年度(平成29年4月1日～平成32年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期(自平成28年7月1日 至平成29年3月31日)平成29年6月19日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成29年7月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月19日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年7月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年7月14日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社デジタルガレージ 本店
(東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。